

第8回 実習生受け入れの費用

11月で改正技能実習法施行から1年が経ったが、現場からは受け入れ「費用」を懸念する声も少なくない。そこで今回は費用について詳しく、そもそも監理団体は、実習機構への許可申請時に、費用の種類・費目及び額・徴収方法を運営規程別表「監理費表」として定めている。そのため、受入企業にはあらかじめ用途・金額を明示し、実費相当額以上の手数料や報酬を徴収してはならない。

費用は4種類

費用は大別すると、①職業紹介費、②講習費(1年目に限る)、③監

査指導費、④その他諸経費の4種類。具体的に、イニシャルコストと、実習開始後のランニングコストに分けてみていく。イニシャルコストは、主に入国前と入国後に分けて説明される場合が多い。入国前費用の内訳は、「面接等に伴う費用」

今からでも遅くない  
賢い介護技能実習生の

活用術

ライフケア医療介護事業協同組合  
専務理事 庄司孝正



金額・用途は説明受け納得を

「現地入国前講習費」「実習計画認定申請費」「在留資格取得申請費」など。入国後費用の内訳は「入国後講習費」「実習生講習中の手当」などだ。中でも「実習生総合保険」加入は必ず確認したい。在留中に実習生をケガや病气から保護するもので、これは送り出し国からの要請でもある。また、「実習生渡航費・交通費」もその他諸経費として受入企業に実費請求されるのが一般的だ。ランニングコストは、給与(日本人と同等以上)と宿泊施設費以外に、毎月定額で預託する「管理費」が実習生1名ごとに請求される。管理費は監理団体によって差があり、別途送り出し機関に支払う管理費も合わせ

監理費の適正な種類及び額

| 種類     | 額  |
|--------|--|
| 職業紹介費  | 実習実施者(実習生等)との関係の成立に要する費用(募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の実費に支払う費用その他の実費に支払う費用)の額を超えない額                |
| 講習費    | 監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(講師が提供する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、技能実習生に支給する手当その他の実費に支払う費用)の額を超えない額 |
| 監査指導費  | 技能実習の実施に関する監理に要する費用(実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に支払う費用)の額を超えない額                        |
| その他諸経費 | その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に支払う費用)の額を超えない額  |

出典：外国人技能実習機構「技能実習制度運用要領」

さてこの管理費だが、雇用開始から実習が修了するまでの3年、5年の長期にわたるため、絶対に曖昧にしてはならない。監理団体には説明責任があるので、手順を飛ばしたりせず、納得するまでしっかりと説明を求めて欲しい。

庄司孝正プロフィール  
ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事  
1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理団体での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。